何年何月何日調製

開票管理者（職）　　氏　　名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人　　氏　　名

開票立会人　　氏　　名

開票立会人　　氏　　名

［備考　略］

別記第六十八号様式（国民投票録の様式）（第六十七条関係）

何年何月何日

執　　行

国民投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

［略］

(1)　投票の内訳	合計（投票総数と無効投票を合計した数）	投票総数（賛成票と反対票を合計した数）	無効投票
			無効投票率　　％
(2)　無効投票の内訳	白紙投票		その他
(3)　賛成及び反対の得票数	賛　　成		反　　対
	票		票

［略］

何年何月何日調製

国民投票長（職）　　氏　　名

我々は、この国民投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

国民投票会立会人　　氏　　名

国民投票会立会人　　氏　　名

国民投票会立会人　　氏　　名

［備考　略］

何年何月何日調製

開票管理者（職）　　氏　　名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人　　氏　　名

開票立会人　　氏　　名

開票立会人　　氏　　名

［備考　同左］

別記第六十八号様式（国民投票録の様式）（第六十七条関係）

何年何月何日

執　　行

国民投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

［同左］

(1)　投票の内訳	投票総数	有効投票	無効投票
			無効投票率　　％
(2)　賛成及び反対の得票数	賛　　成		反　　対
	票		票

［同左］

何年何月何日調製

国民投票長（職）　　氏　　名

我々は、この国民投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

国民投票会立会人　　氏　　名

国民投票会立会人　　氏　　名

国民投票会立会人　　氏　　名

［備考　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この省令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の日以後に登録基準日（日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下この項において同じ。）がある国民投票（同法第一条に規定する国民投票をいう。以下この項において同じ。）について適用し、この省令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。